

外来腫瘍化学療法診療料に係る掲示について

- ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者様から電話等による緊急の相談等に24時間対応することができます(別紙参照)。
- ・ 急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制を確保しています。
- ・ 以下のとおり、実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

<委員会>

がん化学療法委員会

※毎月第一火曜日を定例会として開催

<目的>

本委員会は「がん対策基本法」を実践する医療機関として「がん治療の均てん化」や「エビデンスのある標準的な化学療法」を目指すために、院内の各部門からそれぞれの専門知識を持寄り・検討する組織横断的なチーム医療を構築し、以下の活動を通じて安全かつ効果的ながん化学療法を患者様に提供するものとします。

- ① 安全かつ有効ながん化学療法を実施するためにレジメン登録を行うこと。
- ② 外来化学療法室の設置と運営に関すること。
- ③ がん化学療法に関する院内啓発に関すること。

<参加者>

・診療部門

副院長、理事、医師(診療部長及び医長を含む)、薬局薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士

・看護部門

看護師長、看護主査、認定看護師、外来看護師

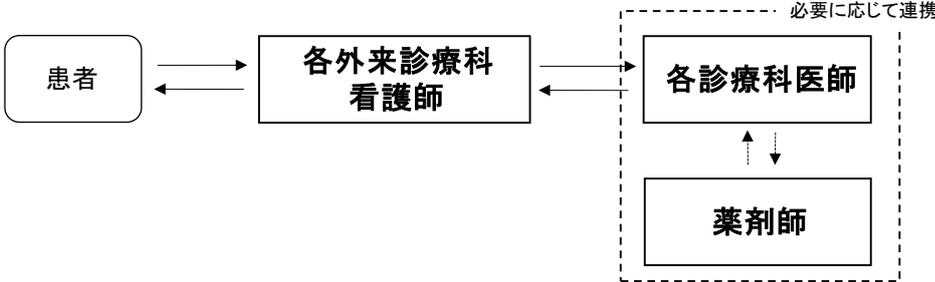
・事務部門

医事課

外来腫瘍化学療法診療料 24時間副作用相談対応体制

日中(8:45~17:15)

患者の連絡先 0144-33-3131 各外来診療科看護師へ



・夜間(17:15~翌8:45)
・休日

患者の連絡先 0144-33-3131 救急外来看護師へ

